

様式6 [申し合わせ事項 1-(5)、2-(5)、4-(4)]

令和6年11月23日

総務建設常任委員会研修会報告

委員長 南部 豊 様

委員 水谷 喜和

研 修 報 告 書

研修期間	<u>令和6年11月12日(火)</u> ～ <u>11月13日(水)</u> 【2日間】
研修(視察)先	<ul style="list-style-type: none">・ 12日午後) 兵庫県丹波篠山市役所・ 13日午前) 兵庫県川西市役所
目的(テーマ等)	<ul style="list-style-type: none">・ 災害時ケアプラン(避難のための個別支援計画)について・ 空き家対策について
資料添付の有無	有 ・ 無

※ 研修概要、内容、所感などは、次ページにご記入ください。

研修概要、内容、

12 日午後 丹波篠山市庁舎内

副議長 向井千尋 保健福祉部長兼福祉事業所長 福西 寿美子
福祉課長兼ふくし総合相談推進室 室長 松本ゆかり 高齢支援係長 小倉裕子

誰ひとり取り残さない 誰ひとり取り残されない防災
～個別避難計画作成の取組み～

面積 377.59 k m² 人口 39, 147 人 世帯数 17,848 世帯
高齢化率 36, 3%

個別避難計画の作成をなぜ行うのか

発災時に、誰ひとり取り残さない 誰ひとり取り残されないため
災害時に命を守る・・・本人・家族、地域の防災への関心が高まる
社会的孤立を防ぐ 人と人がつながる

見守り台帳 (平成 25 年度開始 令和 2 年度見直し)

登録目的

- ① 災害時の避難支援
- ② 発災時にできるだけ安全に避難するため、日頃から見守り支援

登録対象者

- ① 身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A 判定 精神障害者保健福祉手帳 1 級
- ② 介護保険介護 3・4 級認定者
- ③ その他支援を必要な方

見守り台帳の配布先

自治会長、民生委員、児童委員

見守り台帳課題 ①

必要な人が登録するには 福祉と防災担当者が連携
福祉専門職と力を合わせる

見守り台帳課題 ②

本人・家族がオープンになるには、福祉専門職と防災担当が連携
防災リテラシーを高め、自分から情報を開示する気持ちを高める

見守り台帳課題 ③

福祉と防災の連携が必要
行政内外の関係機関と地域が気持ちを一つに

防災と福祉の連携＋3つの要素が重要

- ① 福祉専門職の理解（ケアマネジャー等）を進める
災害時のケアマネジメント実施でのケアマネジメントの思い
- ② 地域住民の理解を進める
と 地
域が理解してくれることで、本人・家族がオープンになれる
- ③ 双方をつなぐ人材や関係機関への理解
様々な研修と一緒に参加

ポイントと課題

- 1 自助・近所・共助・公助の役割の理解と周知が重要
 - ① 本人・家族の理解（自分を開示する勇気、本人や家族の備え）
 - ② 地域住民の理解（防災の理解と平常時の見守り、災害時の支援）
 - ③ 福祉専門職の理解
- 2 全ての人に、災害時ケアプランの作成を行うには時間が必要
 - ① 全ての避難行動要支援者に必要であるが、優先順位が必要
 - ② 福祉専門職が関わらなくても個別避難計画ができる方法を考えることが必要

所感

これまで大きな災害を経験したことのない兵庫県山間地域の丹波篠山市において、平成25年度から導入開始している「誰ひとり取り残さない 誰ひとり鳥の残されない防災」 個別避難計画作成の取組みを研修、防災対策方向性を見た。

日頃より、高齢者・弱者へ見守り、ケアに努める福祉専門のケアマネジャー等の情報をもとに、地域住民の理解を得ながら福祉と防災の双方をつなぐ関係機関の両輪がそろってこそ、前に進める体制が構築されている。

福祉専門職・福祉部局、地域包括支援センター、防災部局、社会福祉協議会、地域住民・自主防災組織が一体となつての災害時避難対策の重要性を痛感した研修となる。

13 日午前 川西市庁舎内

議長 岡 留美 都市政策部副部長兼都市政策課長 小野 裕
住宅政策課 主査 福丸 健志郎 事務局長 成川 飛吉

川西市の空き家対策の取組み

面積 53.44 k m² 人口 16 万人

昭和 40 年代、中部や北部に大規模なニュータウンが開発され、人口が急増。

ニュータウンの現状

大規模ニュータウンに居住する人口は、全人口の約 4 割を占める。

近年、急速な高齢化や施設の老朽化などニュータウンの高齢化問題が顕在化。

ニュータウン居住者の世代交代が求められており、空き家の発生抑制や流通促進が急務である。

空き家の現状

川西市の空き家率（12.1%）は、全国平均（13.6%）及び兵庫県平均（13.4%）より低いが、前回調査（平成 25 年）から 0.8 ポイント上昇している。

空き家対策

市総合計画の改定や空き家等対策特措法の改正及びマンション管理問題を受け、総合的かつ計画的に市の空き家対策等をより一層推進するため、マンションの適正管理を含めた計画を策定。

空き家対策の基本理念

「いつまでも安心して住み続けられるまち」を民間活力を活かし、地域とともに創ります。

空き家の基本的な方針

- ① 空き家の適切な維持管理の促進
- ② 良質な空き家の流通と利活用の促進
- ③ 放置空き家の除却と跡地利用の促進
- ④ 周辺への悪影響が大きい空き家に対する措置と対処

市民への意識啓発、人材育成

市民は、知識や経験がなく解決策が見えためのない場合もある。

空き家にしないための対策がとれていない市民が多い。

対策が遅れると解決が難しい。

市民みんなで行う空き家対策

地域のみんなで協力し合う風土をつくる。

知識・経験を積み、危機感を持って取り組む。

地域の現状を把握・情報収集をしておく。

空き家マッチング制度「空き家をつなご」

市民が能動的に空き家を掘り起こす

行政が空き家所有者へのアプローチ

プロの知見で困難な問題を解決に導く

所感

空き家問題は、新興住宅地域に限らず在来地域に於いても僅々課題になってきている。我が町も例外でない。対策を急いで取り組まなければならない。

先ずは、市民への意識啓発、人材育成と町民みんなで行う空き家対策が急務と考える